

2021年4月13日

各位

会社名 ステラファーマ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 上原 幸樹  
(コード番号：4888 東証マザーズ)

問合せ先 取締役管理本部長兼総務部長 藤井 祐一  
(TEL:06-4707-1516)

## 発行価格及び売出価格の決定並びに オーバーアロットメントによる売出しの売出株数決定のお知らせ

当社株式の発行価格及び売出価格並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

1. 発行価格・売出価格 1株につき 金 460円

2. 価格決定の理由等

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件（400円～460円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

- ① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
- ② 申告された総需要株式数が多数にわたっていたこと。
- ③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、460円と決定いたしました。

なお、引受価額は423.20円と決定いたしました。

3. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 1,108,600株

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 公募による募集株式発行

増加する資本金 1,564,020,240円（1株につき 211.60円）

増加する資本準備金 1,564,020,240円（1株につき 211.60円）

上場時資本金の額 3,563,985,140円

(新株予約権の権利行使により増加する可能性がある。)

② 第三者割当増資による募集株式発行

増加する資本金（上限） 234,579,760円（1株につき 211.60円）

増加する資本準備金（上限） 234,579,760円（1株につき 211.60円）

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式数及び売出株式数

① 募集株式数	当社普通株式	7,391,400株
② 売出株式数	オーバーアロットメントによる売出し 当社普通株式	1,108,600株
(2) 申 込 期 間	2021年4月14日（水曜日）から 2021年4月19日（月曜日）まで	
(3) 払 込 期 日	2021年4月21日（水曜日）	
(4) 株 式 受 渡 期 日	2021年4月22日（木曜日）	

(注) 上記(1)に記載の募集株式のうち1,897,000株が引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されます。

### 2. ロックアップについて

公募による募集株式発行に関連して、当社株主かつ貸株人であるステラケミファ株式会社並びに当社株主（新株予約権者を含む。）である住友重機械工業株式会社、浅野智之、藪和光、上原幸樹、藤井祐一及び永田清は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2021年10月18日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社株主である株式会社INCJは、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の2021年7月20日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2021年10月18日までの期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年3月19日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。